

令和3年第5回府中町議会臨時会

会 議 録（第1号）

1. 開 会 年 月 日 令和3年11月5日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和3年11月5日（金）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18名）

議長	益 田 芳 子 君	副議長	西 山 優 君
1 番	川 上 翔一郎 君	2 番	宮 本 彰 君
4 番	狩 野 雄 二 君	5 番	坂 田 栄 一 君
6 番	田 中 伸 武 君	7 番	山 口 晃 司 君
8 番	二 見 伸 吾 君	9 番	梶 川 三樹夫 君
10 番	西 友 幸 君	11 番	寺 尾 光 司 君
12 番	力 山 彰 君	13 番	三 宅 健 治 君
14 番	齋 藤 昇 君	16 番	橋 井 肇 君
17 番	児 玉 利 典 君	18 番	木 田 圭 司 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 町長報告

・報告第14号 専決処分の報告について

4 第45号議案 令和3年度府中町一般会計補正予算（第5号）

5 第46号議案 訴えの提起について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町 長 佐 藤 信 治 君

副町長	齋藤哲也君
教育長	新田憲章君
総務企画部長	増田康洋君
財務部長	胡子幸穂君
福祉保健部長	山西仁子君
町民生活部長	金光一隆君
消防長	新宅和彦君
教育部長	榎並隆浩君
総務企画部次長兼総務課長	森本雅生君
財務部次長兼財政課長	中本孝弘君
町民生活部次長兼自治振興課長	谷口充寿君
消防次長兼総務課長	橋本臣彦君
子育て支援課長	金本智巳君
警防課長	松田和将君
教育委員会総務課長	岩崎雅男君
学校教育課長	立花淑子君
社会教育課長	山本進一君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

８．職務のため会議に出席した者

議会議務局長 森 太君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

９．議事の内容

（開会 午前 ９時３０分）

○議長（益田芳子君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は１８名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和３年第５回府中町議会臨時議会を開会いたします。

（開議 午前 ９時３０分）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、11番、寺尾議員、12番、力山議員を指名いたします。よろしく願い  
いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第2、会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議ないようでございますので、本臨時会の会期は、本日
1日のみと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 次に、日程第3、町長報告を行います。

報告第14号、専決処分の報告についてをお願いします。

町長。

○町長(佐藤信治君) おはようございます。

報告第14号 令和3年11月5日提出。

専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第  
180条第1項の規定により、令和3年9月9日に次のとおり専決処分したので、同  
条第2項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は消防長が行います。よろしくお願いします。

○議長(益田芳子君) 補足説明。

消防長。

○消防長(新宅和彦君) おはようございます。消防長です。

このたびは、救急活動中において物損事故を生じさせ、相手方関係者に御迷惑と御

心配をおかけすることとなり、大変申し訳ありませんでした。今後は救急活動に細心の注意を払い、再発防止と安全管理に一層注意して取り組みますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告第14号、専決処分の報告について補足説明いたします。

当該専決処分は、府中町議会の委任による長の専決処分事項の指定について第3項に規定する、地方自治法第96条第1項第13号の規定による損害賠償で、その額が100万円以下の損害賠償の額を定めることに該当するものであることから、同法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により本議会に報告するものです。

1、専決処分の内容についてですが、令和3年9月1日午後4時47分頃、救急活動中に出入口扉を開放しようとしたところ、扉に鍵がかかっており、開放しようとした衝撃で、扉の網入りガラスを破損させたものです。破損させたのは網入りガラスで、亀裂のみであったことから、幸いにも負傷者は発生していません。扉の網入りガラスの修繕に係る損害賠償の額は、7万7,000円です。相手方については、記載のとおりです。専決処分年月日は、令和3年9月9日です。

なお、相手方への損害賠償は、消防本部で加入しています消防業務賠償責任保険より支払いは完了しています。

2、事故の再発防止についてですが、事故状況を職員で共有するとともに、事故防止の徹底について職員に文書通知をしております。このたびの事故ではガラスの亀裂のみで終わりましたが、割れていれば大きな事故につながるおそれもあったことから、今後においては十分注意を払い、再発防止に努めてまいります。今回の事故において、関係者にご迷惑と御心配をかけたことを、改めて深くおわび申し上げ、説明を終わらせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第４、第４５号議案、令和３年度府中町一般会計補正予算（第５号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第４５号議案 令和３年１１月５日提出。

令和３年度府中町一般会計補正予算（第５号）。

令和３年度府中町の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ９，１９５万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１９８億２，０４７万５，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います、よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） おはようございます。財務部長です。第４５号議案、令和３年度府中町一般会計補正予算（第５号）について、補足して説明します。

それでは、第１条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

５ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、９，１９５万３，０００円の増額補正です。新型コロナの感染拡大防止、及び感染拡大の影響を受ける地域経済・住民生活の支援に資する事業を対象とした交付金で、補助率は１０分の１０です。歳出に所要の事業費を計上しています。なお、名称が長いため、これ以降、コロナ交付金と省略させていただきます。

６ページから歳出です。

款 衛生費、項 保健衛生費、目) 母子保健費、妊婦特別定額給付金給付事業は、4,056万3,000円の増額補正です。コロナ禍の中、出産された方、または妊婦になった方に、感染症対策として必要な物品購入や産前産後のサービス利用等のための給付金として、対象者1人当たり妊娠1回につき5万円を支給し、町内で安心して出産及び産後の育児ができるよう支援します。本事業は、昨年度も実施しておりますが、コロナウイルス感染症の影響が長引く中、今年度においても、町の独自施策として、対象基準を昨年度と同様として同額の給付金を支給するものです。給付の対象者は、前年度事業の期間外となった令和3年1月1日から令和4年6月4日までに出産された方、または出産予定の方とします。これは、直近の緊急事態宣言の最終日である令和3年9月30日を基準日として、前年度事業の対象期間を逆算し、同様の期間を設定したものです。感染症下における子育て支援として、コロナ交付金を全額充当します。

7 ページです。

款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費、商工業支援事業は、4,181万2,000円の増額補正です。町内の中小事業者が、コロナ禍の対策として、あるいは、ポストコロナを見据え、設備投資等を実施した場合に、1事業者当たり上限額50万円として、経費の4分の3を町が助成するものです。対象期間を遡って、令和3年4月1日から令和4年2月28日までとし、対象経費は、国や県の支援制度を受けていないもので、感染拡大防止及び「新しい生活様式」を踏まえた地域活性化に資するための経費としています。事業継続等の支援として、コロナ交付金を全額充当します。

款 教育費、項 教育総務費、目 事務局費、学校ICT環境整備事業は、957万8,000円の増額補正です。学校のICT環境整備については、令和2年度に元年度からの繰越事業として、全小中学校に、高速大容量のネットワーク整備を行い、無線アクセスポイントについては、普通教室や特別教室等、210か所に設置済ですが、ICTを利用した学習環境をさらに充実させるため、職員室、図書室、会議室等計38か所に、無線アクセスポイントを追加設置するものです。また、中央小学校において、児童数増により普通教室が増加したこと、及び特別支援教室の児童が今後増加する見込みがあることから、学習者用パソコン、いわゆる児童・生徒1人1台のタブレットです、このタブレットの充電保管庫を2台追加します。GIGAス

クール構想実現のための事業として、コロナ交付金を全額充当します。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は５ページ歳入と６ページ、７ページの歳出を一括で行います。質疑ございますか。

１０番西議員。

○１０番（西 友幸君） 最近では広島市のコロナ感染もゼロという日も何日もあると思いますし、府中町においてもですね、ゼロという日も多分かなり多くあると思うんですよね。その中でまた再燃するというような傾向もあんまり見られんと思うんですが、今のところはですね、まだそんな必要なんかなと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（益田芳子君） １０番西議員、どの事業に対しての質問でしょうか。

○１０番（西 友幸君） コロナ給付金についてなんですが。

○議長（益田芳子君） 町長。

○町長（佐藤信治君） それぞれ今コロナのほうは収束したのか、一段落しているのかよく分からないだろうと思います。１つの要素はですね、予防接種も相当数の率で接種、町民の方いただけてますので、その影響も非常に大きいんだろうとは思いますが、現時点でこれでコロナが収束したということを断定するわけにはいかない状況ということを踏まえて今回の予算は妊婦の方々が安心して、そうはいってもコロナに対してですね、ちゃんと危機意識を持って生活する必要がありますし、完全にかつての生活に戻っているわけではないわけですから、妊婦の方に昨年手当をした制度を延長してこのような給付をさせていただくということにいたしております。

それから、商工業支援事業につきましては、商工業のコロナによって打撃を受けた、あるいはこれから、もう一つの視点はですね、これから商工業、新しいポストコロナの時代に入ってくるわけで、そのためにどういう投資をしていくのか、どういうことをしていくのかということについてできるだけ応援をしたいということでコロナによって打撃を受けたのでそれを補填するという性格のものではなくて、今後事業を展開するのに資するため、それを後押しすると、そういった性格の事業にしておるということでございます。

それから、学校ＩＣＴにつきましては、先ほど来、話しましたように、今回のコロ

ナ交付金で相当ですね、学校のＩＣＴの機器の設備が充実したと、一挙にしたということでございますけど、まだ学校の中には整備した中で不十分なところがあるということ。あるいはなかなか児童・生徒によってはですね、普通教室の中で授業を受けることが難しい方、そういった方にも児童・生徒の皆さんにですね、同じようにＩＣＴの授業が受けられるように、そういったことも含めてちょっと台数を増やさせていただいたと。設置する場所、アクセスポイントを設置させていただいたという趣旨で今回の補正予算を組んでおります。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

１１番寺尾議員。

○１１番（寺尾光司君） 一括というか、２つのところでわたってもいいですかね。

○議長（益田芳子君） はい。

○１１番（寺尾光司君） まず１つが先ほど説明ありました商工業支援事業ですが、これ説明によると町独自の施策というふうに理解していいんだと思うんですが、説明でいうと新しい事業を地域活性化を支援していこうということなんでしょうが、ちょっとこういった事業これまで町として取り組んだことがないとは思って、ちょっと具体的にどのような事業を想定しているのかということと、あと４分の３の助成ということなんで、この事業費から見てどの程度の全体の事業を想定しているのか、要はどういった方が対象になるのかとかですね、もう少し、新たな事業ですので、町独自の事業ということですので、どういう事業に対して町がどの程度全体で想定しているかいうのをもう少し詳しく説明をしていただかないとちょっとイメージが湧かない。そしてあとの基準の審査いうのを町がやるんだと思うんでしょうけれど、こういった基準で活性化を、これは活性化する事業だと、これはそうじゃないんだという基準はどういうふうな設定をされるかというのをちょっとその基準を教えてくださいということなんです。

それと、２つ目の学校ＩＣＴ環境整備事業ですが、これは会議室やら他の部屋でのアクセスポイントを増やしていったり保管庫をどうのこうのということで追加の事業ということでは分かるんですが、予算が委託料というふうに上がっているんで、ちょっと今の説明を聞くと、施設とか備品の追加とか通信ポイントの増設ということなんで、そういうものとかそういう設備を増やすということなんで、どうして委託料なんかいう

のをちょっと説明していただきたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。

ただいまの御質問に御答弁させていただきます。

まず、今回の対象の事業者としましては、町内の中小事業者ということで位置づけをしております。町内に本社がある、もしくは個人事業主の方の住所が町内にあるということでございまして、対象の事業者数としましては、経済センサス等に基づく数値を分析しまして、1,018事業者を想定しております。その1,018事業者のうち、他市町での支給の実績等を考慮しまして、約20%ぐらい申請があるんじゃないかと。つまり200事業者程度申請があるということで見込んでおります。設備導入経費の4分の3、1事業者当たり上限50万円としておりますので、これも他市町の例によりますが、大体支給額の平均を20万円とみなしております、これ掛ける事業者数ということで、今回予算に計上させていただいております助成金の4,072万はそういった計算根拠になっております。なお、対象経費の例としましては、他市町の例を見まして、他市町のいろいろな実績を加味、いろいろなものを組み合わせできるだけ多くのものを助成したいということで、他市町の事例をミックスしております。具体的に申し上げますと、アクリル板、パーティション等の飛沫感染対策の費用、換気扇、サーキュレーター等の換気対策費用、非接触型体温計サーモカメラ等の消毒衛生管理費用、セルフレジ自動開閉式便座等の非接触対応の費用、キャッシュレス決済システム導入等の事業費用、サテライトオフィス等の利用料、労働者への賃金等の事業活動費用、ウェブサイト制作委託費、車両借り上げ等の費用、こういったものを想定しております。

なお、審査基準という御質問がございましたが、基本的にコロナ感染対策防止に資するものであれば助成として認めようということですので、おのこの事例に応じて詳細な調査等を行い、場合によっては現地踏査等により効果を確認したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（立花淑子君） 学校教育課長です。

先ほどの御質問にお答えいたします。

委託料ですが、物を買うだけではなく、アクセスポイント等を設置していただく費用もこの費用に含まれております作業の費用もございます。そのため、こういう設置していただく費用も委託料という形でさせていただいております。これまでもこういう形で予算計上をさせていただいております。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） ありがとうございます。最初の商工業支援事業のほうですが、説明によると感染症拡大防止対策のほうが中心というふうになる、どうも説明に聞こえたんですが、アクリル板とかセルフレジとかある程度県の助成金があって、そちらを利用されていることがあると思うんで、ちょっと説明によると地域活性化というみたいな話がされてたので、地域活性化の部分で何か具体的に。他市町の例ということで他市町でも独自でやっとする例があるというふうに理解したんですけど、そこら辺、地域活性化という説明があった部分でどういうふうなことを想定されているのかを資料としてあればちょっと教えていただきたい。

それと、学校ICTの環境整備事業のほうですが、ちょっとこれ財政当局のほうで委託料ということでいいのかどうかいうのをちょっと再確認で質問させてください。お願いします。

○議長（益田芳子君） 自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。

ちょっと説明が不足して申し訳ございません。新型コロナウイルス感染症防止対策及び先ほど町長も御説明しましたが、今後継続すると考えられる中長期的な環境整備のために必要な機器の導入や設備投資等を行っている事業者を支援するということでございまして、広島県においておっしゃいますように助成がございましたが、県は上限が10万円と非常に小さいものでございました。具体的には私、先ほど言いましたがアクリル板パーティション等のそういった簡単なものの助成しか県ではできてないということですので、町としては設備投資、いわゆるもう少し大きなものの投資に対して助成をしたいということで今回こういった助成金を設けております。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） 財政課長兼職次長。

○財務部次長兼財政課長（中本孝弘君） 財務部次長です。

学校 I C T の委託料が適正な費目かどうかという御質問なんですけども、財政課としては、今回の I C T のアクセスポイントの設置については設置の作業費とともに設定も必要と考えておりますので、それらを全部込みで作業と設定料込みで委託料ということで適正と認識しております。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） まず妊婦の 5 万円の支援の件ですが。

○議長（益田芳子君） 田中議員、立っていただけますか。

○6 番（田中伸武君） ごめんなさい、妊婦の 5 万円の件ですけども、予算枠が 4, 0 0 0 万ということは対象者 8 0 0 人という見込みになるんでしょうかね。かなり大きいなという気がして。去年の妊婦の分は、丸々 1 年はかかってないけども 3 2 9 件ということだったんですかいね。この辺の見通しは、町内で産む方なんか、住民票が町内にある妊婦の方が対象なんか、その対象者の数とその見通し、もう一回ちょっと詳しく教えてください。

○議長（益田芳子君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（金本智巳君） 子育て支援課長です。田中議員の御質問にお答えします。

対象者数についてですが、前回が対象期間が令和 2 年 4 月 2 8 日から 1 2 月 3 1 日の約 8 か月。今回の対象期間が令和 3 年 1 月 1 日から令和 4 年の 6 月 4 日の約 1 7 か月で約 2. 1 2 5 倍です。妊娠届出の件数で見ると、令和 2 年 4 月から 9 月の 6 か月の届出件数は 2 2 8 件で令和 3 年 4 月から 9 月の同じ時期の 6 か月で届出件数を見ますと、2 5 2 件で約 1. 1 倍となっております。前回の支給者が 3 2 9 人でしたので、これを掛けると 7 6 9 人で約 8 0 0 人とさせていただきました。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） ちょっと今、答弁漏れ。対象者の住所だとか資格だとか。

○議長（益田芳子君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（金本智巳君）　子育て支援課長です。

対象者は町内にお住まいの妊婦の方が対象となっております。

以上でございます。

○議長（益田芳子君）　ほかにございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君）　すみません。確認ですが、そうすると町内、市内で出産しても町内に住民票がある妊婦なら対象いうことでいいんですよね。

○議長（益田芳子君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（金本智巳君）　子育て支援課長です。そのとおりです。

以上です。

○議長（益田芳子君）　6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君）　はい、分かりました。

次に、学校 I C T のアクセスポイントの整備費ですけども、これコロナ交付金全体に関わりますけども、かなりいろんなことに使えると。ぶっちゃけて言うとコロナ、いわゆる便乗的な事業というのかなりあって、それはそれで国の政策のメニューに基づいているんだろうと思うわけで、一定の利用はよろしいかと思うんですけども、この学校 I C T はこれを機に進めるのは大いに結構だと思いますが、同時に同じ教育委員会所管でいうと、例えば社会教育なんかで公民館やあるいはくすのきプラザでいわゆるネットが使えると。アクセスポイントというか W i - F i が使えないという不満は以前から結構あったと思うんですけども、これも学校教育と同様にですね、これを機にいろんなリモートの社会教育あるいは住民の活動が広がっている中ですね、こちらについても対象に広げてもいいんじゃないかという気もこの予算の趣旨からするとですね、するわけですけど、そういうことについて今後対象とするお考えはあるのか。具体的に言うと例えばちゅピ C O M なんかの丸いやつですかね、あれを設置したりとか、災害用の W i - F i のセットを購入して。

（屋外から信号音あり）

災害ですかね。

設置したりということもあると思うんですけども、そういう意味じゃ工事をしたりしなくてもアクセス。

○議長（益田芳子君）　6 番田中議員に申し上げます。今、学校 I C T 化についての質

問をしていただきたいと思います。

○6番（田中伸武君） はいはい。その学校ICT化の枠はですね、もうちょっと社会教育にも広げてですね、今回のコロナを検討する考えはあるのかないかちょっと伺いをお願いします。

いや、災害なんですかね。

○議長（益田芳子君） ただいまの、Jアラートの訓練になりますので、御安心ください。そのまま続けます。

社会教育課長。

○社会教育課長（山本進一君） 社会教育課長です。

現在学校ICTの整備のほうはGIGAスクール構想に基づき着実に進めさせていただいておりますが、今、社会教育のほうでの利用等についてはですね、まだ計画等はしておりませんので、今後こういった利用ができる、していただけるかも考えていきたいとは思っておりますが、現在のところ、今のところ計画はございません。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） じゃ、全体のコロナ交付金について伺います。

今回ざっと9,000万円ということで国からのコロナ交付の見通しとかあるいは今までざっと5億円、6億円ですが、本年度の枠でいうと府中はおとどのぐらいコロナ交付金の枠を期待できるのか、あるいはさらに補正あたりで検討する余地があるのか、その見通しを教えてください。

○議長（益田芳子君） 財政課長兼職次長。

○財務部次長兼財政課長（中本孝弘君） 財務部次長です。

今年度のコロナ交付金の全体的な府中町への配分額ですが、1億8,817万7,000円の配分額が決定しております。その中で9月の補正までで9,054万4,000円の事業費を充てさせていただいております。この11月の今回の補正が議決をいただくと9,195万3,000円が加わるという形になりまして、合計で1億8,249万7,000円ということになりまして、残りを差し引くと568万円ということになっております。

それと、今後の見通しなんですけども、12月定例会でもこのコロナ交付金を充当

するのが適切であろうという事業が幾つか検討されておるという状況です。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第5、第46号議案、訴えの提起についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第46号議案 令和3年11月5日提出。

訴えの提起について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、次のとおり訴えを提起することについて、議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、退職手当支給制限処分等取消請求事件第一審判決について不服があるため、控訴を提起するものでございます。

補足説明は教育部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 皆さん、おはようございます。教育部長です。第46号議案、訴えの提起について、補足して説明いたします。

先日１０月２６日に、元社会教育課長から訴えのあった「退職手当支給制限処分等取消請求事件」の第一審判決が、広島地方裁判所で言い渡されました。このたびの議案は、その判決に不服があるため、控訴を提起するものでございます。

改めて、本事件に係るこれまでの経緯について説明をいたします。

令和２年２月５日午前５時６分頃、元課長が広島市西区田方二丁目北交差点で停車中の車両に後方から追突し、前方車両に乗車していた者を負傷させる人身事故を起こしました。駆けつけた警察官による呼気検査で、基準値を超える１リットル当たり０．２ミリグラムのアルコールが検出されたことから、同日午前５時４５分頃に酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕されました。その後、元課長は、同年２月１４日に道路交通法及び自動車運転処罰法違反により、罰金７０万円の略式命令を受けています。

本事件について、府中町教育委員会は、当該職員が飲酒運転撲滅のため職員を指導する立場にある管理職であったことや、飲酒運転中の人身事故であること、このような非違行為が町民の町行政に対する信頼を大きく失墜させたことなどから、同年３月１６日に元課長に対し懲戒免職処分と退職手当の全額不支給処分を行いました。元課長は、この退職手当の全額不支給処分を不服とし、同年５月１１日に広島地方裁判所に処分の取消などを求める訴訟を提起したものです。

判決の主な内容は、主文において、退職手当全額不支給処分の取消しと、元課長への退職手当相当額の支払いなどを命じており、裁判所の判断として、元課長の酒気帯び運転及び本件事故の発生は非違行為の程度として重いものの、長年の功労を全て没却する程度に重大な背信行為に当たるとまでは到底評価できないとし、退職手当不支給処分は、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱し、これを濫用したものと認められるから違法であるとしています。一方、本判決は、退職手当の全額を不支給とした府中町教育委員会の判断について裁量権の逸脱・濫用があったことを認めているにとどまり、退職手当の一部を不支給とする処分を行うことは制限するものでなく、一部不支給処分をするかどうか、同処分をする場合にどの程度の範囲で不支給にするかは、第一次的には府中町教育委員会の裁量に委ねられているものであるともされています。

当町としては、この第一審判決について不服があるため、高等裁判所へ控訴を提起するものでございます。

それでは、議案の内容について説明をいたします。

1、控訴の当事者、2、第一審事件名は、記載のとおりです。3、第一審判決の要旨です。第一審判決の主文の内容になります。

(1) 府中町教育委員会が令和2年3月16日付で原告に対してした退職手当支給制限処分を取り消す。

(2) 被告は、原告に対し、退職手当相当額及びこれに対する令和2年6月4日から支払い済まで年3分の割合による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は被告の負担とされています。

4、控訴の趣旨です。これは、裁判所に提出する控訴状に記載する内容です。

(1) 原判決を取り消す。(2) 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とするとの判決を求めるとしています。

5、訴訟遂行の方針です。判決の結果、必要がある場合は上告するとしています。第二審の判決の結果を精査した上で、必要がある場合は最高裁判所へ上告するということがあります。

6、管轄裁判所は、広島高等裁判所です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

7番山口議員。

○7番（山口晃司君） 個人的にはですね、どちらかというこの控訴はしなくて和解に持って行ってほしいなという思いが強くあります。理由もいろいろあるんですが、まず1つがここ最近の府中町裁判負け過ぎですね。以前話もありましたが、府中町の言い分が全く認められなかったという話があったと思うんですが、今回の場合は彼もですね、飲酒運転も認めて、懲戒免職も受け入れて、さらに人身事故も認めてちゃんと被害者に補償をしていると思うんですが、そういった相手にですね、全く1年半とかかけて全く言い分が認められないというのは逆に府中町がその裁判期間中何をしとったんかというのが非常に気にはなります。また、このままね、同じ体制で臨むんであればほかの裁判の事例から見ても一審がある程度支持されるということは考えられるんじゃないかと思います。また、そうでない場合、退職金までを全て奪っていいっていう時代じゃなくなったんじゃないかなという思いがあります。例えば子どもがちっちゃかったりしたら、退職金全て奪ったら教育環境とかも全て壊してしまう。ま

たリスタートするにもある程度お金が要るとなった場合、そこまでは見てやってもいいんじゃないかというのが全国的な裁判所の今回のね、流れなんじゃないかなということも感じられます。以上の２点からですね、控訴して裁判を続けるよりも一日も早く和解をしていただきたいなという思いはあるんですが、１点だけ質問するとしたら、裁判、府中町裁判最近負け続けてますけど、これから同じ体制で臨まれるのか、それともしっかりした裁判に臨む体制を組み直されるのか、そこだけちょっと質問いたします。

○議長（益田芳子君） 教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（岩崎雅男君） 教育委員会総務課長でございます。

今の裁判負け過ぎているとお話ございましたが、今回の飲酒運転に係る退職手当の不支給処分に関する同種の裁判事例というのが全国的にありまして、その判例を確認してみますと、確かに第一審ではですね、行政側に厳しい判決が出るというケースが多々あるんですけども、第二審では行政側の主張が認められるというケースも多くありますので、そういった意味からこれはただただ長引かせるだけの裁判ということではなくて、町としての訴えを町としての適正な処分であったという訴えをですね、認めていただくために控訴するというところでございます。

以上です。

○議長（益田芳子君） 町長。

○町長（佐藤信治君） 御質問のですね、こういった訴訟を提起された場合の町の体制の御質問ですけど、現在も顧問弁護士がですね、担当する。あるいは事案によってはですね、その専門性からいって別の弁護士さんのほうにお願いするということもあり得ます。現実にそういうことやっています。それとですね、本件は違いますけれども、いろんなリスクを分散するために町も保険に入ってますので、保険会社にも弁護士さんがついていて、専門家がついていてということでそちらのほうの御意見も聞きながら、そして訴訟に当たっては顧問弁護士と協議をしながら、何も顧問弁護士がですね、勝手にたったたっただけでおるわけじゃありませんので、町と協議をしながら物事進めていっているということでございます。

御指摘がですね、負け続けているということではありますけども、事案によって決まるわけですから、そうでないものをずっと負け続けておるというふうには私は思っておりません。事案がそうである。それと、判決が出た場合にはそれをですね、ケー

スによっては受け入れるべきだと。そういう事案も先般ありましたけど。これを受け入れるべきではないということになればですね、控訴をする、あるいはその過程の中で必要な状況であれば和解ということもありますけど、和解も議決事件ですから、議会のほうに御了解いただいて収束させるということになろうかと思います。判決で収まるということももちろんございますけど、和解ということも選択肢にはもちろんあります。判決の場合は除いて議決事件ということでございますので御理解いただければと思います。

○議長（益田芳子君） 7 番山口議員。

○7 番（山口晃司君） じゃあ、この控訴に対して反対するものではないんですけど、要望といたしまして、彼は皆さん御存じでしょうけどずっと消防団に所属されて何十年も訓練だけでなく火事場にも実際に出てたくさんの府中町民の生命や財産を守ってきました。これ消防もね、よく知っていると思います。そうしたね、職員がこういった地域活動が疲弊している中で実際に自ら汗を流すような職員がね、困ったときってというのはやはり地域の代表として僕はね、守りたいし、守る側に回りたいと思います。ぜひね、できるだけ早い段階で和解の道を探っていただきたいなと思います。これは要望しておきます。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

10 番西議員。

○10 番（西 友幸君） 私もね、山口君の意見に賛成なんですけど、私も裁判 13 回やって、今年も簡易裁判所でやったんですけど、裁判所の裁判官がね、あんまりよく知らないいうかね、逃げたわけなんですよね。地裁へ持っていく言うてね。それで私、調停委員が多分裁判にはつくわけなんですよね。ここらで和解したらどうかというような感じのですね、町の気持ちもよく分かるんですが、ある程度本人の功績も認めてやって 3 分の 1 ぐらいのところで妥協はできんのかなというような気はしておるんですよ。山口君が言ったように町に対しての功労もかなりあったことを考慮すればですね、規則は規則だから全部じゃあやっけてしまおうということではなしにある程度双方の意見聞きながらできれば 3 分の 1 ぐらいで済むように早い判決の持っていくほうが有意ではないかと、私、13 回裁判やったんですけどその中でいつも思うんですが、あるところで落としどころがあるんじゃないかという考えを持って今、話をしよるん

ですが、何でもかんでも突き進んでやるというのもいいとは思いますが、この場合はちょっとどうなんかなと。ある程度功績も認めてあげんといけんのじゃないかなとは思いますが、どうでしょうか。

○議長（益田芳子君） 10番西議員に申し上げます。ただいまの発言は議題外の内容となりますので、できれば議案に関する内容を質疑をしていただきたいと思うんですが。

○10番（西 友幸君） 今の山口君の意見をちょっと補強したにすぎんですが、議題以外とは思えんのじゃが。

○議長（益田芳子君） 議案に関する質疑をお願いいたします。

○10番（西 友幸君） ほいじゃけえ、3分の2でどうでしょうかという提案をしたんですが。3分の1ぐらいで。

○議長（益田芳子君） 提案っていうことでなくて、質疑っていうことでお願いしたいと思いますが。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 妥協をするようにいう質疑でございますが。

○議長（益田芳子君） 町長。

○町長（佐藤信治君） 現判決はですね、退職手当全額支給なんですよね。それで判決が出ております。我々町としましては、まずこの事案についてはこれだけ取り組んできて、職員は飲酒運転は絶対すまいということで、したらいけないということで研修もし、彼も研修を受けてますけど、それを重ねてきておって、やはり町民の信頼を失うことがないようにしていかにやいけんということで取り組んできた事案でございます。細かい今ですね、朝の状況がどうこういう話をする場ではありませんので、それは公判の中でね、先方とそれから警察の調書等に基づいて事実を確認していくと。その事実に基づいてどういう内容が正しいのかというのを裁判所のほうに今の段階は判断をいただくと。司法の場で判断いただくということをお願いしたいと思っております。

それとですね、今回争っているのは、懲戒免職処分を争っているわけではなくて退職金でありますので、退職金というのはいろんな要素があって、一説には現役時代の賃金の後払い的要素も入っているという説もある。それが全てじゃないですよ。そうしたいろんな考え方を総合的に判断して物事を決めていく必要があるんじゃないかな

というふうに思っておりますけど、現時点ではですね、退職金全額支給という判決でございます。この判決に対して控訴するということで議会に議決を求めたいという内容でございます。様々な意見については拝聴をさせていただいたということです。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

4 番狩野議員。

○4 番（狩野雄二君） 4 番狩野です。ちょっと教えていただきたいんですが、先ほどの教育部長の説明の中で、今回の対象の方の今、懲戒免職、退職金不支給、その理由として対象者の方が管理職で一般の職員の方を管理監督する立場にもあったという説明がございました。もし今回仮にですね、この方以外で一般職員の方が同じような事案を起こされたら、やはり同じような退職金不支給とかそういうことをされたのか。その方のポジションですよね、そのポジションによって町の対応ってというのは違うものになるのかどうか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（益田芳子君） 教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（岩崎雅男君） 教育委員会総務課長でございます。

まず、当町の退職手当条例では、当該退職した者の職務及び責任、勤務の状況、非違の内容及び程度、至った経緯、当該非違後における言動、公務の支障の程度、公務に対する町民の信頼に及ぼす影響などを勘案して退職手当の一部を支給するか全部不支給とするかといったようなことを検討することとなっております。狩野議員から御指摘のあった今の職務であるとか責任であるとかというのはこういったことを考えていく要素の1項目ということになっておりますので、管理職だから全額不支給、そうじゃない、管理職以外の職員だから一部支給とかそういう判断になるものではございません。あくまでも総合的に勘案して決定していくということでございます。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） そういう総合的な考慮あるいは個別の事情、いろんな判断いうのなかなか難しくて苦慮されたと思うんですが、ちょっと手続の面で質問します。裁判に至るまでに恐らく庁内では懲戒審査会が開かれ、あるいはその後ひょっとしたら不服があって県の人事委員会に申し立てる手もあったんでしょうか。実際にそういう

こともされたんでしょうか。それぞれこの訴訟提起に至る前の庁内あるいは県教委の大本である県の人事委員会ですか、そこらの手続と判断がどうなっとったか、改めてちょっと教えてください。

○議長（益田芳子君） 教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（岩崎雅男君） 教育委員会総務課長でございます。

本件につきましては、令和２年３月２日に懲戒審査会のほうが開かれておりまして、そちらの答申を受けまして同年３月９日の教育委員会会議で懲戒免職処分及び退職手当の支給制限処分を決定しているということで、実際に同年３月１６日に懲戒免職処分と退職金の支給制限処分、全額不支給という処分をしております。その後ですね、審査請求等の不服の申立てという形はできるんですけれども、本件についてはそれは行っておりません。その後令和２年５月１１日に広島地方裁判所のほうに訴状の提出があったということでございます。

以上です。

○議長（益田芳子君） ６番田中議員。

○６番（田中伸武君） 分かりました。ありがとうございます。いずれにしてもこれ、町長や教育長の独断ではなくて一応懲戒審査会が開かれ、これは副町長が会長なんですよね。庁内の幹部が集まって合議の上、熟慮の上決められたということだろうと思います。もちろん顧問弁護士の意見も聞いて最終的な決定になったということですけども、その後やはり裁判所の一審の判決と町の熟慮の末の総合的な判断とが今回ずれたということになるわけですから、改めて控訴して上級審の判断を仰ぐというのも１つの手だと思いますが、その手続と同時にですね、庁内でのそういう審査会の判断基準あるいは過去の事例等相当研究されているんだろうと思いますけども、そこも改めてですね、御検討あるいは判断の根拠のところを勉強し直すということも必要じゃないかと思って、これは意見として申し上げておきます。ありがとうございます。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

１１番寺尾議員。

○１１番（寺尾光司君） 職員の飲酒運転というか、前日の酒が残ってって人身事故を起こして懲戒免職処分と退職手当の不支給ということで懲戒免職のほうは受け入れるが、退職金のほうについては全額不支給が不服ということで訴訟になっているということですが、こうした事例はですね、先ほど教育委員会の総務課長が説明されたよう

に全国でも同じような事例というのがそれぞれあって、裁判事例も多く出ているというふうに思います。また、それぞれの事情がですね、それぞれ裁判の事情が細かにいろいろ違うんで、一概にそういう事例があるから即うちの事例と合致するというものがないというのもよく分かります。だから例によっては全国的にいえばですね、管理職ではない一般の職員で事故じゃない、事故してない、ただ飲酒運転ただけで懲戒免職受けて退職金全額不支給になった事例があって、地裁では全額不支給は不当だと取消されましたけれど、高裁でそれは要は不支給も裁量権の内だという判断がされた例があるというのも知っております。だからそういった例を踏まえて町としてなかなか判断ができないことで控訴されるということはやはり住民の意見とか地域での飲酒運転を撲滅しようという動きの中で町としてもう少し上のレベルでの判断をしていこうということだということで理解はいたしました。ただ、これまでいろいろ議員の皆さんから意見出ておりました中でちょっと気になったんが一部不支給の考え方ですね。地裁の中でも一部支給をまだ否定しないというような言い方がされたということで説明がありましたが、過去こういった事例でですね、一部支給をされた例があるのかどうかというのは、そういうのを調べておられるかどうか。それとか先ほど話がありました、和解、これ行政処分ですからそこでいう和解というのがどういうふうな扱いになるか、そういった和解をした例とかですね、その辺の状況があればちょっと情報提供、調べておられたら情報提供をしていただきたいということです。

あと、ちょっと気になったんが町長の答弁の中でいろいろな保険に入っておって、その保険の関連の弁護士とも相談をしているという話があったんですけど、今回の例で例えば町が敗訴して支払いをするようになった場合に保険というのは多分ないと思うんですけど、そういった面で今回もし控訴審上告含めてですね、町が支払うというような判断がされた場合、町として退職金以外に必要な経費、例えば先ほど地裁でいえば年3分の割合による金員、これ法定利息になるんかもしれませんが、その支払いが増えていくのかどうかということと、あと訴訟費用というのはどの程度のものかというのをちょっと教えていただきたいということです。お願いします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町長。

○町長（佐藤信治君） 私がですね、保険に加入しておって、リスク分散のために、その保険会社の弁護士とも相談すると申し上げましたのは、最近の訴訟事件で府中町が

負けることが多いという中の1つとして申し上げたわけで、本件については保険というのはありませんので、訴訟事件の中で御答弁させていただいたというふうに御理解ください。あとはお願いします。

○議長（益田芳子君） 教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（岩崎雅男君） 教育委員会総務課長でございます。

寺尾議員からの御質問ありました懲戒免職処分の事例で、退職手当の全部もしくは一部の支給した事例があるかどうかという御質問ですけれども、広島市の人事担当課のほうとあと広島県市町総合事務組合というところがありますけれども、そちらのほうに昨日ちょっと確認をしております。懲戒免職処分事例でこれまでに全部または一部を支給した事例はないというふうに回答をいただいております。

それと、全国的な事例としましては、詳細不明でありますけれども、一部ですね、2割であるとか3割であるとかそういった一部支給を認めるような処分を行っているという事例はあるようでございます。

それと2つ目の御質問の、仮に町が敗訴した場合の退職手当相当額以外の町の負担についてでございます。訴えの中にですね、年3分の支払いと金員の支払いということがありましたけれども、これは年3%の利息相当額ということになると思います。仮にでございますけれども、この12月までの利息を計算しましたら約90万円ぐらいになります。それとは別に訴訟の手数料というものも負担をするようになるかと思っております。こちら一審、二審合わせますと、大体約ではございますけど20万円ほどの金額になります。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（岩崎雅男君） 教育委員会総務課長です。すみません、和解の事例なんですけれども、今調べている範囲ではちょっとそういった事例は探し出せておりません。

以上です。

○議長（益田芳子君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） それと弁護士費用についてちょっと説明をお願いします。

○議長（益田芳子君） 教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（岩崎雅男君） 教育委員会総務課長でございます。

弁護士費用についてでございますが、まずはですね、事件を依頼した段階で払う着手金というものが必要になります。このたびは第一審の前に顧問弁護士のほうに着手金を支払っております。今度控訴審ということになりましたら継続案件ということで顧問弁護士のほうからは改めての着手金は求められておりません。それと事件が成功に終わった場合には報酬金というものがまた別途必要になってきます。そのほかにですね、これは裁判所に納める印紙代であるとか予納郵券、切手代などもですね、これも弁護士のほうの費用に併せて支払っておりますので、そういったものも必要になります。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

８番二見議員。賛成ですか、反対ですか。

○８番（二見伸吾君） 賛成です。

○議長（益田芳子君） まず原案反対者から討論を行います。

原案に反対の方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 次に、原案賛成者の討論を行います。

原案に賛成の方。

８番二見議員。

○８番（二見伸吾君） 第４６号議案、訴えの提起について賛成の立場から討論いたします。

賛成とはいってしましても、それは訴えを提起する、控訴し、裁判の中で原告と話し合うということについてであって、退職金の全部不支給に同意するものではありません。１０月２６日に出された地裁判決は次のように述べています。まず、一般論として退職金の全部不支給は被処分者の非違行為が長年の功労を全て没却する程度に重大な背信行為に当たる場合に限られるというべきであり、当該程度の重大な背信行為であるとは到底評価できない事案において退職手当の全部不支給処分をした場合には裁量権の濫用というべきである。被処分者の非違行為が長年の功労を全て没却する程度に重大な背信行為に当たるかどうかを個別の事案に応じて検討すべきものであるから被告

府中町の職員が飲酒運転をした場合に退職手当の全部不支給処分とすることが法令により原則とされていると見ることはできない。本件につきましては、原告が酒気帯び運転を行った上で本件事故を引き起こしたことは非違行為の程度として重いものであり、退職手当が相応に減額されることはやむを得ないと言えるとの判断をし、その上で次のように結論づけております。原告の酒気帯び運転及び本件事故の発生は非違行為の程度として重いものの、とはいえ、長年の功労を全て没却する程度に重大な背信行為に当たるとまでは到底評価できないというべきである。したがって本件不支給処分は社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱し、これを濫用したものと認められるから違法である。よって本件不支給処分は違法であり、取り消されるべきであると。判決は過去の判例に照らしても妥当なものであり、判決の趣旨に沿った解決をすべきです。労働法の定評あるテキストには、退職金の不支給が明記される場合にも退職金の性格からして果たしてそれが許されるかどうか問題となり得る。判例は一般に懲戒解雇の場合の不支給減額規程を有効と認めつつ、退職金請求権が完全に失われるのは従業員としての過去の功労を無にするほど非違行為があったときに限るとしてその範囲を限定しようとする。過去の功労を無にしたとか、背信行為はいずれも相対的な概念であり、この基準によって退職金の全額か不支給かを決定することが不適切である場合が多い。そこで近似の幾つかの裁判例は非違行為の程度に応じて一定割合を減額して退職金請求を許容するという立場を取っていると述べられています。

このように全額を不支給とするのではなく、非違行為の程度、犯した罪の重さによって一定割合を減額するというのが裁判例の示すところであります。実際に懲戒解雇に伴う退職金についての判例を見てみますと、日本高圧瓦斯工業事件の判決は懲戒解雇の場合に退職金を不支給とする規程があっても実際にはこれを限定的に解釈し、長年の勤続の功労を抹消させてしまうほどの背信行為がない限り、退職金の不支給は許されないとして退職金の支払いを認めました。トヨタ車体事件判決は、退職金は過去の就労に対する賃金の後払いとしての性質を有すると解されるので、解雇が認められるとしてもそれだけで退職金不支給規程自体に当然かつ全面的に法的規範性を認めるだけの合理性があると解するのは妥当ではないとしています。小田急電鉄事件判決では、痴漢行為を行った職員の退職金不支給についてですけれども、小田急電鉄は退職金の全額について支給を拒むことはできない、しかし会社及び従業員を挙げて痴漢撲滅に取り組んでいる小田急電鉄にとって相応の不信行為であることは否定できないか

ら、本件がその全額を支給すべき事案であるとは認め難い。そうすると、本件については本来支給されるべき退職金のうち、一定の割合での支給が認められるべきとしています。全額不支給ではなく、一定割合での支給を求めているわけであります。日本郵便株式会社事件では、酒気帯び運転、物損、逃走した職員の解雇と退職金をめぐって争われました。一審地裁判決は解雇を相当としつつ、退職金については支払い請求の一部を認めました。第二審の東京高裁は、退職金は賃金の後払い的な意味合いが強く、非違行為によって減額することができるにすぎず、本件では長年の勤続の功を抹消するほどの重大な不信行為であるとまでは言えず、交通事故は物損事故であり、民事的にも解決していることから、日本郵便株式会社に現実的な信用上及び営業上の損害が発生したとは言えないとして、退職金の支給を命じた原審判決を維持し、控訴を棄却しています。

退職金は労働の対象、労働の対価としての賃金であり、労働者には退職金請求権があり、法的な保護を受けます。その法的性格は一般に、1、賃金の一部が退職時に支給されるという賃金後払い的性格。2、長年貢献してきたことに対する功勞報償的性格。③退職後の生活を支えるという生活保障的性格。この3つを併せ持つものとされています。今回の退職金不支給に関わる非違行為、飲酒運転は、酒気帯び運転はあってはならないことですが、退職金の性格、今回の一審判決、過去の判例に照らして退職金の全部不支給は著しく妥当性を欠くものと言えます。町としてこの判決このままでは受入れ難いことは理解できますので、控訴やむなしと考えます。しかし退職金の全部不支給ではいけません。学説、過去の判例、そして何より今回の判決に従い、減額の上支給するというのが妥当であります。判決は退職金の全部不支給を退けていますけれども、一部不支給について次のように述べています。本判決は退職手当の全部を不支給とした府中町教育委員会の判断について裁量権の逸脱、濫用があったことを認めるものにとどまり、退職手当の一部を不支給にすることの適否について判断するものではない。本判決による本件不支給処分の取消しが確定した場合、処分行政庁である府中町教育委員会は本判決の趣旨に従って行動しなければならないことになると、原告に対して退職手当の一部を不支給とする処分を行うことは制限されるものではなく、一部不支給処分をするかどうか、同処分をする場合にどの程度の範囲で不支給とするかは第1次的に府中町教育委員会の裁量に委ねられているものである。

被控訴人元課長は公務員という職を失い、以後十数年の収入を絶たれました。社会

的制裁も受けています。町職員として31年間真面目に仕事をし、町のために頑張ってきた。だからこそ課長になったんだと思います。家族を含め、これからの人生もあります。町にとっても裁判が長引くメリットはありません。控訴はやむを得ないと考えますが、早期に和解をし、この問題に終止符を打つべきです。

以上で討論を終わります。

○議長（益田芳子君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員18名で、採決に加わる者17名でございます。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（益田芳子君） 全会一致でございます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしましたので、これをもちまして令和3年第5回府中町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

（閉会 午前10時52分）